

羅臼町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する基本方針～

令和3年6月

羅臼町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

町内小・中学校の通学路の安全性を確保するためには、合同点検を計画的に実施するとともに、危険個所における対策の検討が必要となっています。

この度、通学路の安全確保に向けた効果的な取組を推進するため、関係機関と連携体制を構築し、「羅臼町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図っていきます。

2 羅臼町通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーで構成する「羅臼町通学路安全推進会議」を設置しました。

- ・北海道開発局釧路開発建設部中標津道路事務所
- ・北海道釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所
- ・中標津警察署羅臼駐在所
- ・羅臼町小中学校長会
- ・羅臼町小中学校教頭会
- ・羅臼町小中学校PTA連合会
- ・羅臼町連合町内会
- ・羅臼町環境生活課
- ・羅臼町建設水道課
- ・羅臼町教育委員会（事務局）

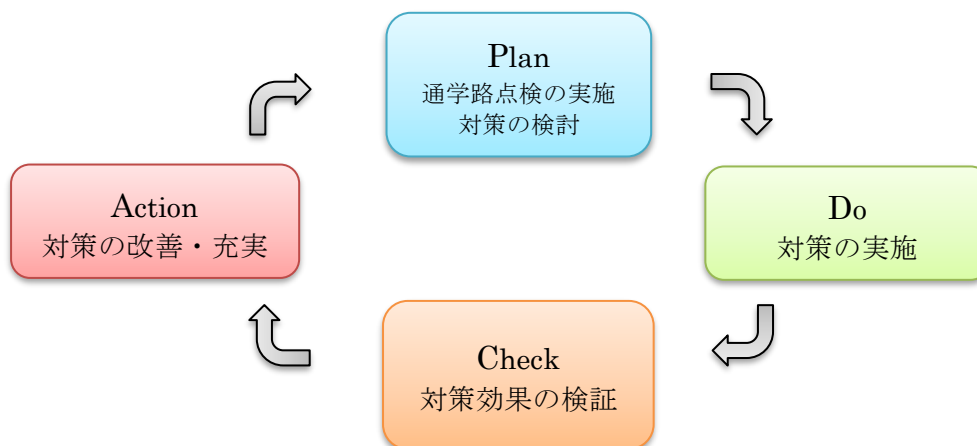
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検などにより状況を把握し、対策の内容確認と対策実施後の効果把握も行い、安全確保の充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な交通安全施設等改善箇所の現地調査の実施 (Plan)

各学校からの報告に基づき、早急に対策が必要な危険箇所、交通状況の変化や通学路の変更による新たな危険箇所など緊急性や危険性などを勘案し、必要に応じて、小、中学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、地域住民等が参加する合同点検を実施します。

実施時期は、積雪期の危険箇所の把握も必要であることから、夏季と冬季に行うこととします。

(3) 対策の検討 (Plan)

学校からの報告や合同点検の結果等に基づき、対策が必要であると判断した場合には、箇所ごとに、具体的な対策を検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう通学路安全推進会議等で調整を図るとともに、必要であれば関係機関へ要請等を実施し、早期に安全が確保されるよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、効果を把握するための手法を検討したうえで、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表します。

羅臼町通学路安全推進会議設置要綱

(設置)

第1条 羅臼町の小中学校における通学路の交通安全確保を目的として、「羅臼町通学路交通安全プログラム」に基づき羅臼町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 通学路の危険個所の把握に関すること。
- (2) 通学路の危険個所に対する対策に関する協議を行うこと。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、通学路の交通安全として必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関の代表者又は代表者から委任を受けた者（以下「委員」という。）で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 推進会議には、会を代表する会長及び副会長の各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、教育委員会学務課に置き処理する。

(解散)

第8条 推進会議は、所期の目的を達成したとき解散するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

規則

この規則は、令和3年2月24日から施行する。

(第3条関係)

区 分		団体・機関等
学校関係		羅臼町小・中学校PTA連合会
		羅臼町校長会
		羅臼町教頭会
関係行政機関	国	北海道開発局釧路開発建設部中標津道路事務所
	道	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所
	警察	北海道警察本部釧路方面本部中標津警察署
		羅臼町建設水道課
		羅臼町環境生活課
		羅臼町教育委員会学務課
その他		羅臼町連合町内会